

学習用パソコン購入手続き等について



佐賀県立高校では、平成26年4月から、全校で電子黒板や学習用パソコンを利活用した新しい高校教育が実施されております。平成27年4月に県立高校（全日制・定時制）に入学する皆さんは、自分用の学習用パソコンが必要となります。

佐賀県教育委員会が紹介する学習用パソコンの購入手続き等についてご案内します。

平成27年2月

佐賀県教育委員会

目次

1. 佐賀県教育委員会が紹介する学習用パソコンについて

- (1) 学習用パソコンの購入手続きについて…………… 1
- (2) 学習用パソコンの仕様について…………… 2
- (3) 学習用パソコンについてよくあるご質問…………… 4

2. 佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金の申請について

- (1) 補助金制度について…………… 5
- (2) 補助金申請書の記載例…………… 7
- (3) 補助金申請書様式…………… 9

3. 佐賀県学習者用パソコン購入費貸付制度のご案内

- (1) 佐賀県学習者用パソコン購入費貸付制度について …… 11
- (2) 佐賀県学習者用パソコン購入費貸付制度の申請手続等 …… 12
- (3) 貸付申請書の記載例…………… 14
- (4) 貸付申請書様式…………… 15

[注意]

佐賀県教育委員会で紹介する学習用パソコン以外の機種の使用を希望される方は、県立高校での学習活動に対応したものであることの確認と学校のネットワークにアクセスするための設定等が必要です。

また、設定費用は実費でお支払いいただくこととなりますので、持ち込みを希望される方は、必ず3月25日（水曜日）までに県教育情報課（TEL0952-25-7222）へご相談ください。

1. 佐賀県教育委員会が紹介する学習用パソコンについて

(1) 学習用パソコンの購入手続きについて

スケジュール

	2月	3月中旬 (合格者説明会)	～3月29日	4月初旬	4月8日 (入学式)	5月末
1 購入前に振り込む			振込 (5万円)	学習用パソコンの購入		
2 購入時に現金で支払う		補助金申請書の提出		領収書等の提示	入学式の際、学校にパソコンをご持参ください。	補助金・貸付金等は、県から直接納入業者に支払います。
3 貸付利用による購入 (①育英資金 ②学習者用パソコン購入費貸付)	① 育英資金 予約募集の内定者へ引換券交付	補助金申請書の配布 P.9 P.10	貸付申込 ↓ 引換券交付	引換券の提出		

購入申込み

学習用パソコンの購入時にお支払いいただく金額は5万円です。（5万円を超える額については、県が補助します。）

3月に行われる合格者説明会において、学習用パソコンの購入申込を行っていただき、4月初旬に各県立高校において販売する予定です。（学校ごとの販売日程は、別途お知らせします。）

お支払方法

パソコン購入代金5万円の支払いについては、次の3つの方法があります。

1 購入前に振り込む

⇒コンビニもしくは佐賀銀行への振込（振込手数料は無料）でお支払される場合は、3月29日までに振込を行い、購入日に領収済振込用紙の写し等をご提出のうえ、学習用パソコンをお受け取りください。

2 購入時に現金で支払う（購入前振り込みができなかった場合）

⇒購入日に現金と引き換えに、学習用パソコンをお受け取りください。

3 「①佐賀県育英資金（予約募集内定者）」又は「②佐賀県学習者用パソコン購入費貸付金」を利用する

⇒皆様に代わって、県がパソコン納入業者に5万円の代金を支払い、後ほど皆様から県へご返還いただきます。いずれかの貸付制度を利用の方は、県が発行するパソコン引換券を購入日に提出し、学習用パソコンをお受け取りください。（その際、現金をお支払いいただく必要はありません。）

①佐賀県育英資金

育英資金の予約募集に申込み、12月に候補者として決定を受けた方(内定者)は、2月に中学校を通じてパソコン引換券を交付します。（育英資金の手続関係書類に同封しています。）
※これから育英資金を希望する方は、進学する県立高校を通じての在学募集が4月にありますが、パソコン引換券の発行はありません。

②佐賀県学習者用パソコン購入費貸付金

貸付金の利用を希望される方は、15ページの貸付金申請書に、必要事項を記入し、合格者説明会において各県立高校にご提出ください。その際、パソコン引換券を交付します。
※佐賀県学習者用パソコン購入費貸付制度の詳細については、11ページから14ページの案内をご覧ください。

補助金の申請手続

補助金の申請書（9ページ(全日制)もしくは10ページ(定時制)）に、必要事項を記入し、合格者説明会の際に各県立高校にご提出ください。

【補助金制度及び学習用パソコンの購入に関するお問い合わせ先】

佐賀県教育庁教育情報課（☎0952-25-7222 ✉kyouiku-jouhou@pref.saga.lg.jp）

【①②の貸付制度に関するお問い合わせ先】

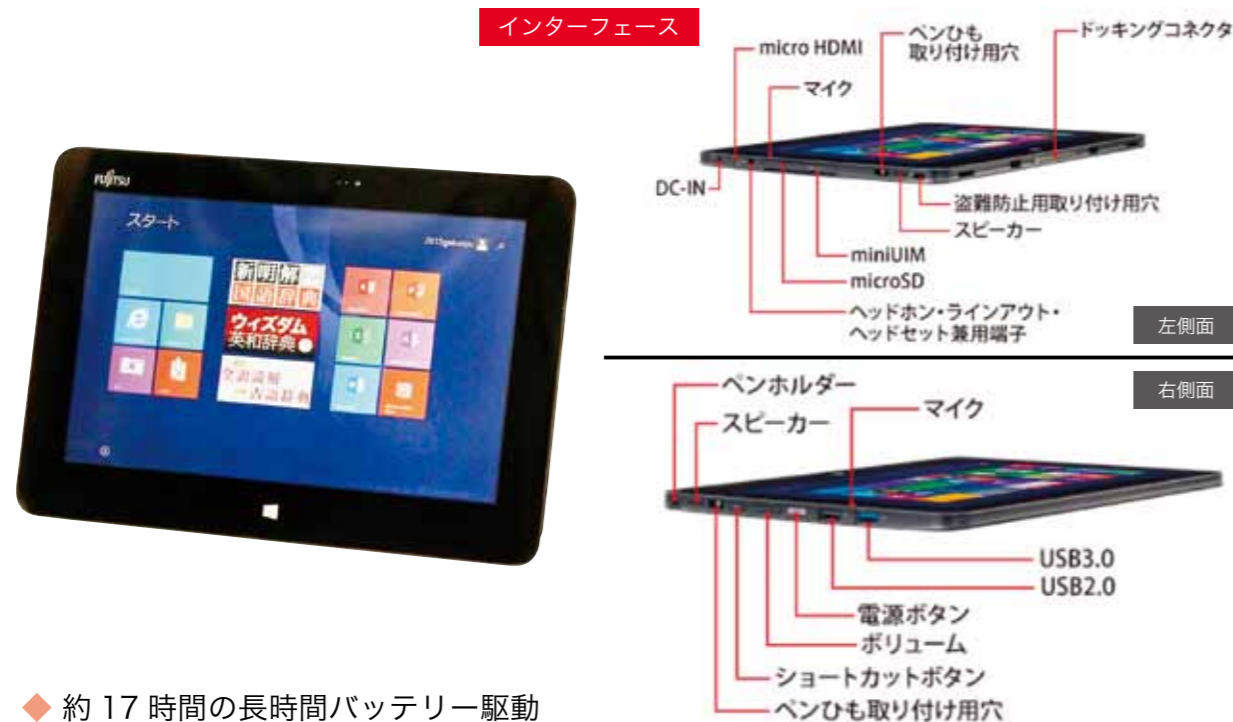
佐賀県教育庁教育支援課（☎0952-25-7223 ✉kyouikushien@pref.saga.lg.jp）



(2) 学習用パソコンの仕様について

平成 27 年度佐賀県立高校新入生向け 学習用パソコン

ARROWS Tab Q555/K32 佐賀県学習用 PC モデル / 富士通



- ◆ 約 17 時間の長時間バッテリー駆動
- ◆ 軽量薄型の堅牢筐体
- ◆ 本体に内蔵可能なスタイラスペンなど充実のアクセサリ
- ◆ 通学時や教室移動時に本体とキーボードをしっかりガードする、衝撃緩和・防水・防塵対応専用キャリングケースを標準添付
- ◆ 落下のリスクを軽減する、滑りにくい本体デザイン
- ◆ スリムキーボードを標準添付
- ◆ Microsoft Office Professional Plus 2013
- ◆ 辞書ソフト (国語辞典、英和辞典、和英辞典、古語辞典)

付属品



※印刷の都合により本リーフレットの商品写真と実物では色彩が異なる場合があります。

本体仕様一覧表

仕様項目	ARROWS Tab Q555/K32 佐賀県学習用 PC モデル
OS	Windows 8.1 Enterprise 32bit インストール済 National Academic Only 製品適用済み
CPU	インテル® Atom™ Z3745 プロセッサ (動作周波数: 1.33GHz、インテル® パースト・テクノロジー対応: 最大 1.86GHz) 2 次キャッシュメモリ 2MB
液晶ディスプレイ	10.1 型ワイド LED バックライト付 TFT カラー LCD 電磁誘導方式 (専用スタイラスペン × 1 付属) / 静電容量方式タッチパネル 解像度 / 表示色 1920×1200 ドット (WUXGA) / 1677 万色
メインメモリ	4GB
ストレージ	フラッシュメモリディスク 64GB
音源	ステレオスピーカー内蔵、デジタル (デュアル) マイク内蔵
拡張カードスロット	microSD メモリーカード × 1 スロット microSDXC カード 64GB / 東芝製 添付 (使用できるメモリーカード) microSD カード (最大 2GB)、microSDHC カード (最大 32GB)、 microSDXC カード (最大 64GB)
インターフェース	USB: USB3.0 準拠 × 1、USB2.0 準拠 × 1 (右側面) オーディオ: ヘッドホン・ラインアウト・ヘッドセット兼用端子 (φ3.5mmステレオ・ミニジャック) microHDMI × 1
通信	無線 LAN: IEEE 802.11a/b/g/n 準拠 Bluetooth®: v4.0 準拠
カメラ	カメラ内蔵 (背面 8M ピクセル、前面 2M ピクセル)
タブレット入力方式	静電容量式 (タッチ) / 電磁誘導式 (専用スタイラスペン × 1 付属) ・ペン は 電池 不要 ・ペン 使用 時 にお 手 付 け 防 止 機 能 あり
キーボード	日本語キーボード (スタンド機能付き) キーピッチ: 約 17.5mm、キーストローク: 約 1.7mm、86 キー、JIS 配列準拠 バッテリー非搭載
バッテリー	駆動時間: 約 17 時間 充電時間: 約 4.3 時間
外形寸法 (W×D×H)	265.5×188.8×10.2mm (突起部含まず)
重量	本体 (バッテリー含む) 約 665g スリムキーボード約 695g 合計約 1.36kg
統合オフィスソフト	Microsoft Office Professional Plus 2013 Word / Excel / PowerPoint / Access / OneNote など
辞書ソフト	国語辞典: 新明解国語辞典 (三省堂) 英和辞典: ウィズダム英和辞典 (三省堂) 和英辞典: ウィズダム和英辞典 (三省堂) 古語辞典: 全訳読解古語辞典 (三省堂)

保証内容

【故障への保証】 ※通常使用における故障への対応

- 【サービス】
引取修理 (SupportDesk Lite/ 富士通)
※引取の連絡、受取り、修理完了後の返却については学校を通じて行います。
- 【保証期間】
全日制 3 年間 (平成 30.3.31 まで)
定時制 4 年間 (平成 31.3.31 まで)
- 【保証対象範囲】
パソコン本体、キーボード
※本体に組み込まれている純正内蔵オプション (メモリ等) を含みます。
ただし、バッテリー・ペン・microSDXC カードは 1 年の標準保証となります。
- 【適用基準】
一般的、正常な使用による故障を対象とします。
※改造、不適切な使用、落下等の不注意による故障は適用範囲外となりますのでご了承ください。

【プラス保証】 ※盗難、破損、水濡、火災、落雷、水害等への対応

- 【保証期間】
全日制 3 年間 (平成 30.3.31 まで)
定時制 4 年間 (平成 31.3.31 まで)
- 【適用基準】
プラス保証の適用については、学校等と協議のうえ決定いたします。
・保証適用の申請は学校を通して行ってください。
・保証適用には学校長の承認が必要となります。
※盗難においては警察の盗難証明も必要となります。
また、その他の保証適用においても関係機関の証明が必要な場合があります。
・適用判断に疑義が生じた場合は、学校等を交えた協議をもって解決します。
- 【その他】
・本保証の運用上の問題が発生した場合は学校等を交えた協議をもって解決するものとします。
・故意や重過失、無理な使用による故障の場合は、プラス保証の対象となりません。



(3) 学習用パソコンについてよくあるご質問

Q 学習用パソコンを忘れた生徒は授業が受けられないのですか？

- A ・学習用パソコンを忘れてきた生徒に対しては、他の教材の場合と同じように、学習用パソコンを準備することや持参することの重要性など教育的な指導を行います。
- ・正当な理由などがある場合は、学校の予備機を貸し出すなど、学習に支障がないように対応します。
 - ・なお、充電が不十分なパソコンを持参した生徒への対応も同様です。

Q 通学中に破損した場合は、補償の対象となりますか？

- A ・個人の責任ではなく、不可抗力で破損した場合など、誰もが納得するような理由であれば、補償の対象となります。
- ・ただし、故意に投げたり、水濡れさせたりして破損した場合などは補償の対象外です。

Q 自転車での毎日の持ち帰りは故障が心配です。専用カバーなどがありますか？

- A ・専用のカバーがあります。このカバーには、防水機能もありますので、必ず使用してください。

Q 部活動などで校舎外や学校外で活動することもあると思いますが、盗難防止策はどうなっていますか？

- A ・学習用パソコンに限らず、各学校では、貴重品の管理等については、従来から、移動教室などの際には、教室に施錠するなど、十分注意しています。
- ・放課後の部活動参加時などには、貴重品等の管理と同様、基本的に自己管理となります。

Q 家庭学習のためにインターネットを契約する必要がありますか？

- A ・授業中に使う教材で、学校で準備するものは、全て学校で、生徒機に配信しますので、家庭では、インターネットに接続することなく、そのまま、使用することができます。
- ・一部、インターネットに接続しないと利用できない教材もありますが、それについては、授業中のみに限って使用されています。
 - ・なお、インターネット環境がある家庭では、インターネットに接続して、調べ学習を行ったり、個別に購入した教材を使った学習等も可能ですが、家庭においても不適切なサイトへのアクセスやソフトによってはその使用が制限されます。

Q 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」や「通話メールアプリ」などを使って犯罪に巻き込まれたりしないか心配ですが、その対策はどうなっていますか？

- A ・学校や保護者の皆さんなどからの要望もあり、学習用パソコンには、子どもが安全・安心に使えるように、不適切なインターネットへのアクセスを制限するフィルタリングソフトやウィルス感染を防ぐウィルス対策ソフト、そのほか、学習用パソコンを紛失した際にパソコンのデータを保護するソフトの導入など、セキュリティに係る対策を行っています。
- ・また、学習に不要な機能については、機械的に使用制限をかけています。

このほかのよくある質問については、県ホームページで公開し、随時更新しています。
 県庁ホームページ URL : <http://www.pref.saga.lg.jp>
 トップページ▶「くらしと教育」▶「育児・教育」▶「佐賀県 ICT 活用教育」

2. 佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金の申請について

(1) 補助金制度について

① 学習者用パソコン導入事業補助金について

先進的な ICT 活用教育を推進し、県立高校で学ぶ生徒の学力向上を図るため、平成26年4月から佐賀県の全ての県立高校の新入生を対象に、一人一台の学習用パソコンを使った授業が始まりました。

この学習用パソコンの購入代金のうち5万円を超える分については、県から補助金を交付します。

② 補助金を受けることができる方

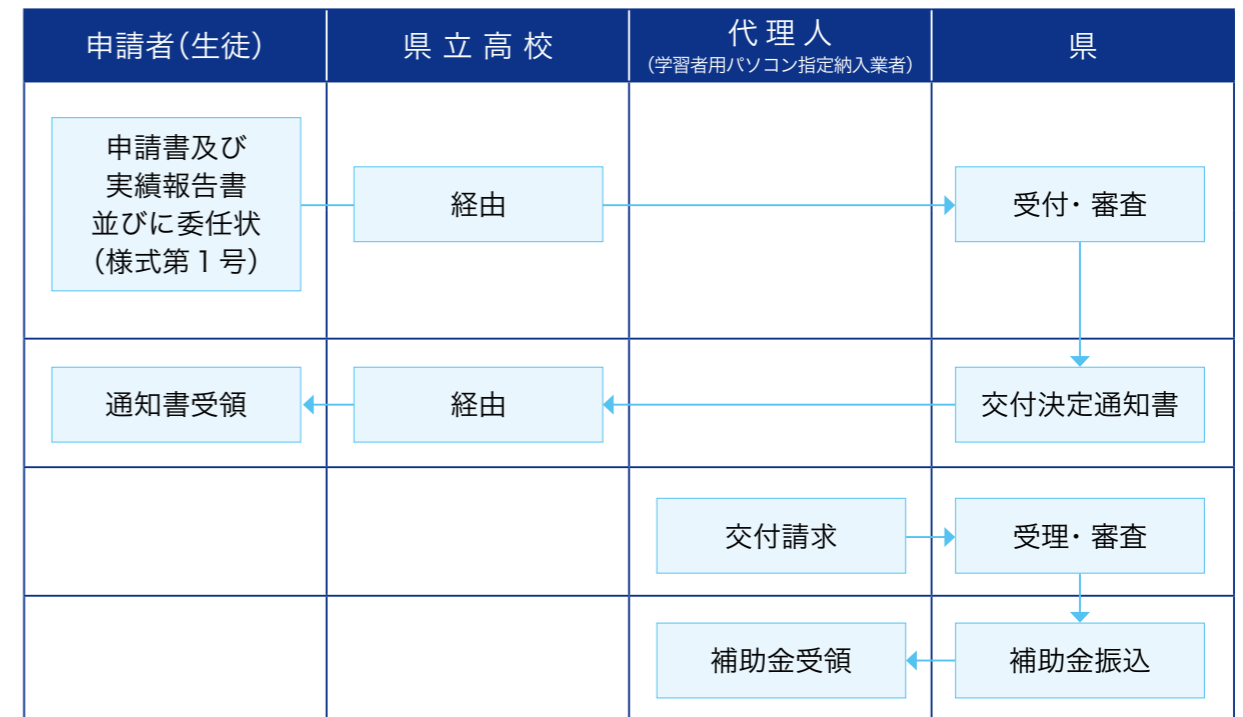
佐賀県教育委員会が指定する学習者用パソコン指定納入業者から学習用パソコンを購入する新入学生の皆さん

※ 所有されているパソコンを使用されるため、学習用パソコンを購入されない方は、補助を受けることができません。

③ 補助金の額

課 程	補 助 金 額	参 考
全 日 制	32,956円	=購入代金(82,956円)－自己負担額(50,000円)
定 時 制	35,836円	=購入代金(85,836円)－自己負担額(50,000円) ※在学期間の4年間で、保証料等を算定した額です

④ 補助金交付までの流れ



⑤ 申請の手続き

(1) 申請方法

合格発表後の3月18日(水曜日)に各県立高校で開催される「合格者説明会」で、申請書類を学校にご提出ください。

※ 二次募集合格者の方については、二次合格者向け合格者説明会で、学校にご提出ください。

(2) 申請書類

9ページ(全日制)もしくは10ページ(定時制)の佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金交付申請書及び実績報告書並びに委任状(様式第1号)

⑥ 補助金交付決定について

提出された書類を確認し、補助金の交付決定をします。

交付決定については、文書でお知らせします。

⑦ 補助金の請求及び受領について

請求及び受領については、5(2)の委任状により学習者用パソコン指定納入業者が行います。

※ 学習用パソコンの購入代金について、購入の際に、お支払いいただく金額は5万円です。購入代金のうち5万円を上回る額が、補助金として支給されますが、県から直接、学習者用パソコン指定納入業者に支払います。

⑧ 個人情報の取扱いについて

この佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金の交付に伴い収集した個人情報は、原則として佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金の交付・委任事務のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。



様式第1号(第5条、第7条関係)

平成27年 4月8日


佐賀県知事 様

↑ 入学日


申請者は、生徒
ご本人となります。

記載例(全日制)

※申請者

住 所	佐賀市〇〇町〇〇番〇号
フリガナ	サガ ゲンキ
氏 名	佐賀 元気 
高等学校名	佐賀 高等学校(全日制)

※親権者又は未成年後見人

住 所	佐賀市〇〇町〇〇番〇号
フリガナ	サガ 〇〇
氏 名	佐賀 〇〇 

別の印鑑をご使用ください。

佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金交付申請書及び実績報告書並びに委任状

佐賀県学習者用パソコン導入事業を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号)及び佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付が決定した場合は、次の者(学習者用パソコン指定納入業者)を代理人として、佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金に係る補助金交付請求及び受領の権限を委任します。

記

補助金交付申請額	32,956円
学習者用パソコン価格(税込)	82,956円

代理人(学習者用パソコン指定納入業者)

住 所 佐賀市鍋島町大字森田902

氏 名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

証明書については、学習者用パソコン指定納入業者から
提出してもらいますので、提出は不要です。

添付書類

・学習者用パソコン指定納入業者による当該学習用パソコン購入総額(デジタル教材については、佐賀県教育委員会が認めたもの)に係る証明書

様式第1号（第5条、第7条関係）

佐賀県知事 様


平成27年 4月8日

↑ 入学日


申請者は、生徒
ご本人となります。

記載例（定時制）

※申請者

住 所	佐賀市〇〇町〇〇番〇号
フリガナ	サガ ゲンキ
氏 名	佐賀 元気 
高等学校名	佐賀 高等学校(定時制)

※親権者又は未成年後見人

住 所	佐賀市〇〇町〇〇番〇号
フリガナ	サガ 〇〇
氏 名	佐賀 〇〇 

別の印鑑をご使用ください。

佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金交付申請書及び実績報告書並びに委任状

佐賀県学習者用パソコン導入事業を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号)及び佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付が決定した場合は、次の者(学習者用パソコン指定納入業者)を代理人として、佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金に係る補助金交付請求及び受領の権限を委任します。

記

補助金交付申請額	35,836円
学習者用パソコン価格(税込)	85,836円

代理人(学習者用パソコン指定納入業者)

住 所 佐賀市鍋島町大字森田902
氏 名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

証明書については、学習者用パソコン指定納入業者から
提出してもらいますので、提出は不要です。

添付書類

- ・学習者用パソコン指定納入業者による当該学習用パソコン購入総額(デジタル教材については、佐賀県教育委員会が認めたもの)に係る証明書


※全日制の方はこちらの申請書を使用してください。

様式第1号（第5条、第7条関係）


平成 年 月 日

佐賀県知事 様

※申請者

住 所	
フリガナ	
氏 名	
高等学校名	高等学校(全日制)

※親権者又は未成年後見人

住 所	
フリガナ	
氏 名	

佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金交付申請書及び実績報告書並びに委任状

佐賀県学習者用パソコン導入事業を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号)及び佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付が決定した場合は、次の者(学習者用パソコン指定納入業者)を代理人として、佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金に係る補助金交付請求及び受領の権限を委任します。

記

補助金交付申請額	32,956円
学習者用パソコン価格(税込)	82,956円

代理人(学習者用パソコン指定納入業者)

住所 佐賀市鍋島町大字森田902
氏名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

添付書類

- ・学習者用パソコン指定納入業者による当該学習用パソコン購入総額(デジタル教材については、佐賀県教育委員会が認めたもの)に係る証明書

(きりとり線)

※定時制の方はこちらの申請書を使用してください。

様式第1号（第5条、第7条関係）

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

※申請者

住 所	
フリガナ	
氏 名	㊞
高等学校名	高等学校（定時制）

※親権者又は未成年後見人

住 所	
フリガナ	
氏 名	㊞

佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金交付申請書及び実績報告書並びに委任状

佐賀県学習者用パソコン導入事業を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号）及び佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付が決定した場合は、次の者（学習者用パソコン指定納入業者）を代理人として、佐賀県学習者用パソコン導入事業補助金に係る補助金交付請求及び受領の権限を委任します。

記

補助金交付申請額	35,836円
学習者用パソコン価格（税込）	85,836円

代理人（学習者用パソコン指定納入業者）

住所 佐賀市鍋島町大字森田902
氏名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

添付書類

- ・ 学習者用パソコン指定納入業者による当該学習用パソコン購入総額（デジタル教材については、佐賀県教育委員会が認めたもの）に係る証明書

3. 佐賀県学習者用パソコン購入費貸付制度のご案内

佐賀県教育委員会では、学習者用パソコンの購入に当たり、一括でのお支払いの負担を軽減するため、「佐賀県学習者用パソコン購入費」の貸付を行っています。

この貸付のご利用を希望される方は、合格発表後の3月18日（水曜日）に各県立高校で開催される「合格者説明会」でお申込みください。

(1) 佐賀県学習者用パソコン購入費貸付制度について

■ 貸付制度の概要

学習者用パソコンの購入に当たって必要な5万円をお貸しし、高校在学期間中に分割でご返還いただく制度です。

対 象 者	平成27年度佐賀県立高校新入学生	
	ただし、次の①、②に該当する方は、当貸付のご利用はできません。 ①佐賀県育英資金を利用して学習者用パソコンを購入する方 ②すでに所有されているパソコンを使用するため、学習者用パソコンを購入されない方	
対象パソコン	佐賀県教育委員会が指定する学習者用パソコン指定納入業者から購入するパソコン	
貸付金額	5万円(5万円以外の金額は選択できません) ※現金に換えて「学習者用パソコン引換券」を発行します。 ※貸付金については、県から学習者用パソコン指定納入業者に支払いますので、申込者の口座には振り込まれません。	
連帯保証人	1名(親権者または未成年後見人)	
金 利	なし	
返 還 方 法	返 還 方 法	毎月2,000円の月賦払(25回)
	返 還 期 間	平成27年7月～平成29年7月(25月)(予定)
	返 還 方 法	授業料等納付口座からの自動引き落とし (授業料や校納金等と一緒に引き落とされます)
	そ の 他	一括繰上返還可

※ 当貸付がご利用できるのは、1回のみです。

(2) 佐賀県学習者用パソコン購入費貸付制度の申請手続等

■ 貸付申請から返還開始までの手続等

① 貸付申請

各県立高校で開催される「合格者説明会」で申請書類を提出してください。

※ 合格者説明会以外での申請受付は行いませんので、貸付を希望される場合は、必ず、合格者説明会で申請書類をご提出ください。(二次募集合格者の方については、二次募集合格者向け合格者説明会で申請書類をご提出ください。)

⇒申請書類の受付時に、「学習者用パソコン引換券」をお渡しします。

必要書類	説明
申請書類(1部)	15ページの「学習者用パソコン購入費貸付申請書(様式第1号)」に、【記載例】(14ページ)を参考に、必要事項をご記入・押印ください。

※親権者又は未成年後見人(連帯保証人予定者)について

借用証書提出の際に、連帯保証人になられる方で記載してください。原則として、同居の親権者(通常は、父母が親権者)です。

② 学習者用パソコン購入

各県立高校が指定するパソコン販売会時に、「学習者用パソコン引換券」を使い、学習者用パソコンをご購入ください。(現金をお支払いいただく必要はありません。)

※ 「学習者用パソコン引換券」がないと、学習者用パソコンをお受け取りいただけません。
紛失・汚損等のないよう大切に保管してください。(他人への譲渡もできません。)

③ 学習者用パソコン貸付決定

佐賀県立高校への入学を確認し、貸付の決定を行います。

貸付の決定については、文書でお知らせします。

※ 入学が確認できない場合、貸付はできません。

④ 借用証書の提出

借用証書及び連帯保証人の印鑑登録証明書をご提出ください。

必要書類	説明
借用証書(1部)	借用証書の様式については、入学後、貸付決定通知とあわせて、配付いたします。
連帯保証人の印鑑登録証明書(1通)	市役所等で取得

※連帯保証人について

本人と連帯して、返還の責任を負います。原則として、同居の親権者(通常は、父母が親権者)です。(借用証書には、必ず実印を押印してください。)

⑤ 返還の開始

貸付金の返還は、平成27年7月から開始予定です。佐賀県立高等学校授業料等口座振替指定預金口座から返還終了まで毎月2,000円(計25回払い)を引き落とします。

※ 貸付残額の一括繰上げ返済も可能です。

■ 貸付申請を取り下げる場合の手続

貸付申請書を提出後、貸付申請の取り下げを希望される方は、3月30日(月曜日)午後5時までに、佐賀県教育庁教育支援課へご連絡ください。

■ その他

- 佐賀県育英資金(予約募集)の内定を受けている方で、育英資金を利用してパソコンを購入する方は、当貸付の申請はできません。
なお、育英資金の内定を辞退された場合は、申請できます。
- 返還完了前に、退学・転学等の異動がある場合は、貸付残額を一括で返還していただきます。

■ 個人情報の取扱いについて

この佐賀県学習者用パソコン購入費貸付金の貸付に伴い収集した個人情報は、原則として佐賀県学習者用パソコン購入費貸付・返還事務のために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。



http://www.pref.saga.lg.jp/

お問い合わせ先：佐賀県教育庁教育支援課
☎ 0952-25-7223 ✉ kyouikushien@pref.saga.lg.jp

学習者用パソコン購入費貸付申請書

平成 27年 3月 18日

↑ 申請書提出日

佐賀県教育委員会教育長 様

(本人)

貸付申請者は、生徒
ご本人となります

住 所	〒840-xxxx 佐賀市〇〇町〇〇番〇号
フリガナ	サガ マナブ
氏 名	佐賀 学
電話番号	0952 - △△ - xxxx
進学予定 高等学校名	佐賀 高等学校
受検番号	第 〇〇〇 号

別の印鑑をご使用ください。

(親権者又は未成年後見人)
※ 連帯保証人予定者

住 所	〒840-xxxx 佐賀市〇〇町〇〇番〇号
フリガナ	サガ タロウ
氏 名	佐賀 太郎 (申請者本人との続柄： 父)
電話番号	0952 - △△ - xxxx

学習者用パソコンを購入する必要がありますので、次のとおり貸付けを希望します。
なお、貸付けが決定した場合は、貸付金の受領は、次の者（学習者用パソコン指定納入業者）に委任します。

- 貸付希望額 金50,000円
- 貸付金の受領委任先
(学習者用パソコン指定納入業者)
住所 佐賀市鍋島町大字森田902
氏名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

3 返還の約束
貸付けを受けた学習者用パソコン購入費については、佐賀県学習者用パソコン購入費貸付要綱の規定に従い、滞りなく返還することを約束します。

- 同意事項
貸付を受けるに当たり、以下の全ての事項について、同意します。
(1) 佐賀県育英資金の申請及び受給状況について佐賀県教育委員会が調査すること
(2) 学習者用パソコンの受領及び貸付金支払いのため、私の氏名及び進学先の県立高等学校名を学習者用パソコン指定納入業者に対して提供すること

引換券番号 (学校使用欄)	
------------------	--

学習者用パソコン購入費貸付申請書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

(本人)

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
電話番号	
進学予定 高等学校名	高等学校
受検番号	第 号

(親権者又は未成年後見人)
※ 連帯保証人予定者

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	(申請者本人との続柄：)
電話番号	

学習者用パソコンを購入する必要がありますので、次のとおり貸付けを希望します。
なお、貸付けが決定した場合は、貸付金の受領は、次の者（学習者用パソコン指定納入業者）に委任します。

- 貸付希望額 金50,000円
- 貸付金の受領委任先
(学習者用パソコン指定納入業者)
住所 佐賀市鍋島町大字森田902
氏名 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

3 返還の約束
貸付けを受けた学習者用パソコン購入費については、佐賀県学習者用パソコン購入費貸付要綱の規定に従い、滞りなく返還することを約束します。

- 同意事項
貸付を受けるに当たり、以下の全ての事項について、同意します。
(1) 佐賀県育英資金の申請及び受給状況について佐賀県教育委員会が調査すること
(2) 学習者用パソコンの受領及び貸付金支払いのため、私の氏名及び進学先の県立高等学校名を学習者用パソコン指定納入業者に対して提供すること